

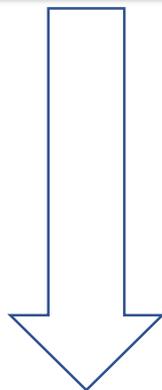
## 道路使用許可事務について

- 道路使用許可は、道路の特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度であり、警察署長が許可
- 対象となる行為は、工事や作業、工作物の設置等から、イベントやマラソン等の路上競技、ロケ撮影等に至るまで、多種多様
- 多種多様な行為が安全・円滑に行われるよう、実施方法や合意形成等について事前に調整するとともに、必要な交通規制や周辺道路の信号制御の調整等、必要な対策を実施

### 定型的・反復継続して行う道路使用行為

【申請者】

行為内容の検討・計画



【申請者】

②

道路使用許可の申請

### 大規模・複雑等の多様な道路使用行為

【申請者】

行為内容の検討・計画



【申請者・都道府県警察】

①

必要な助言・情報提供等の  
事前の調整

※ 道路管理者の道路占用許可を受ける必要がある場合、道路管理者とも事前調整を実施



※ これらの行為が道路管理者による道路占用許可を受ける必要がある場合、申請書の提出は道路管理者を経由して行うことが可能。

## 申請者の負担軽減策

- ✓ 警察と道路管理者双方の事前調整が必要な行為について、3者が合同で調整する場を設けるなど、国交省と連携して取組の検討（①関係）
- ✓ 道路使用許可と道路占用許可の一括受付が利用されるよう、周知・徹底（②関係）
- ✓ 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策について検討を開始